郵便等による不在者投票制度のご案内

文京区選挙管理委員会

選挙時に、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで【別表 1】 に該当する方を対象に、自宅等での郵便等による不在者投票の制度がございます。

<u>この制度をご利用</u>していただくためには、<u>郵便等投票証明書が必要</u>です。この証明書は、 一度交付されると7年間有効となります。ただし、介護保険被保険者で要介護5の方は、 介護保険被保険者証の認定の有効期間の末日までとなります。

また、郵便等による不在者投票ができる方のうち、【別表2】に該当する自書できない方は、あらかじめ文京区選挙管理委員会の委員長に届け出た方(選挙権を有する方に限る) に代理で記載をさせることができる制度もございます。

文京区選挙管理委員会では、公民権の行使をしやすくするために、郵便投票制度を利用できる方に、このご案内と郵便等投票証明書交付申請書をお送りしております。

なお、この申請は任意ですので、本制度を利用されない場合、申請は不要です。

また、郵便等投票証明書の交付を受けた方には、<u>「投票所入場整理券」は郵送されません</u>ので、ご了承ください。

【別表1】郵便等による不在者投票ができる方

障害等の区分	障 害 等	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸)	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓)	特別項症から第3項症まで
介護保険 被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※投票用紙等に自書できない方で、【別表2】に該当しない方は、郵便等による不在者投票 はできませんので、ご注意ください。

【別表2】郵便等による不在者投票で代理記載人による投票ができる方

障害等の区分	障 害 等	等級等
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症まで

※【別表 2】に該当する方であっても、【別表 1】の該当者でなければ、本制度による代理記載はできません。

〔問い合わせ〕文京区選挙管理委員会事務局〒112-0003 東京都文京区春日一丁目16番21号電 話 03−5803−1287

郵便等投票証明書の交付申請の手続きについて

○申請

郵便等投票制度を利用するには、申請が必要となります。

なお、代理記載の対象者がその申請を行う場合は、選挙管理委員会(03-5803-1287)まで ご連絡ください。代理記載用の申請書類をお送りいたします。

○申請書類

- 1 氏名欄を選挙人が自書した郵便等投票証明書交付申請書(同封の書類です。)
- 2 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の<u>「写真」と「等級欄」部分のコピー</u> 又は、介護保険被保険者証の<u>「要介護状態区分」と「有効期間欄」部分のコピー</u>

○申請方法

申請は、文京区選挙管理委員会の窓口(シビックセンター11 階北側)にお持ちいただくか、ご郵送ください。(窓口に来られる方は代理の方でも構いません。)

※申請に基づき、郵便投票該当者には、「郵便等投票証明書」を発行の上、本人に郵送いたします。

【郵便等による不在者投票制度の仕組み】

